

ニュース

地域の皆様の生活利便性向上に向けて

「沿道ゾーン店舗誘致アンケート」の結果をご紹介します。

昨年11月30日から、12月25日の締切にかけて、「沿道ゾーン店舗誘致アンケート」を行いました。多くのご協力をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意向をご紹介します。

アンケート結果

Q1 どのような店舗が出店したらよいか

まず、出店企業の形態についてですが、こちらから選択肢を提示した店舗種別においては、スーパーマーケットが最多の42票を集め、飲食店、ホームセンターがそれに続く結果となりました。



進出を希望する施設についての自由記述形式欄では、コンビニエンスストア、商店、病院のほか、ホール等さまざまなご意向をいただいております。

店舗の一角にほしい施設

また、メインの店舗施設の一角に付随する施設等の希望についても、多岐にわたるご意向をいただきました。



どのような店舗が出店したらよいか

店舗種別	集計数
スーパーマーケット	42
飲食店	24
ホームセンター	23
ドラッグストア	18
ブックストア	7

上記の他に希望があった施設

コンビニ、服飾店、電気屋、病院、郵便局、体操教室、レンタルホール、居酒屋

店舗の一角にほしい施設

コンビニ、飲食店、カフェ、ATM、床屋、コインランドリー、託児施設、ドラッグストア、クリーニング店、児童用屋内型遊戯施設、各種習い事教室、特産品・名産品の販売所、スポーツ施設、コミュニティホール、市役所の出張所、交番

次ページへ続く

Q2 企業に期待する地域への貢献

出店企業に期待する地域への貢献については、以下のようなご意見をいただきました。

企業に期待する地域への貢献

- 駅前の賑わいに貢献してほしい。
- 駅前に一つの街ができるため、それに見合う駐車場を確保してほしい。
- 地域イベントへの積極的参加、寄付等を期待する。
- 町民が集まれる場所の創出、町内会との協力、共同を期待する。
- 老若男女使えるコミュニティルーム等を設置してほしい。
- 地元の自営業店との共存について配慮してほしい。
- 環境、景観を損なわない出店をお願いしたい。
- 高品質で安全な食品、日用品の提供を期待する。
- 五日市線の利用客が、気軽に立ち寄れる店舗形態がいい。
- 法人税が見込める大きな会社がいい。
- 長期賃借で、地権者の安心のために賃料を下げない契約をお願いしたい。
- 雇用の増進、地権者への優待、地域への寄付金等を期待する。
- その他

Q3 その他のご意見等

その他のご意見としては、次のとおりでした。

その他のご意見

- 五日市街道からの道路の整備をしてほしい。
- 武蔵引田駅に行くのに渋滞がないようにしてほしい。
- イオンモールの縮小、撤退が内容に調整してほしい。
- 低層な建物で敷地を緑豊かにしてほしい。
- 災害時の避難場所になる施設がいい。
- 購入品を届けてほしい。
- その他

今回のアンケート結果は、進出企業選定要件を設定する上での貴重なご意見として活用してまいります。ご協力ありがとうございました。

「換地設計基準」を決定しました

昨年12月19日の第9回土地区画整理審議会において、「換地設計基準（案）」、および補足する他の基準（案）（下記参照）について諮問し、承認をいただきました。

これを受け、施行者（あきる野市）により、「換地設計基準」として決定いたしました。

※「換地設計基準」を補足する他の基準

- 申出換地実施要領（「申出換地調整要領」を含む）
- 小規模宅地の取扱要領

< 換地設計が目指す主なことから >

<p>申出換地を実施します。</p>	<p>小宅地の減歩に緩和する規定を設けます。</p>	<p>私道について、申出があれば宅地に隣接して換地を定められるようにします。</p>
--------------------	----------------------------	--

※詳細については、かわら版第8号でご紹介しておりますので、併せてお読みください。

コラム

「申出換地実施要領」について

この基準は、本事業の申出による換地の定め方について、必要な事項を定めるものです。また、本事業における申出は、事業計画に定める土地利用計画の実現を目指すとともに、地権者皆様の土地活用の要望に可能な限り応えるべく今後行うものです。

< 「申出換地実施要領」に定める主なことから >

申出の方法（第4条）

申出の方法としては、施行者が指定する日までに、「換地の申出書」に必要な事項を記入し、その他必要な書類を適宜添付した形で、施行者に提出していただきます。

※ 「仮申出」、「本申出」に際して、それぞれ事前に個別での説明を行い、その際に申出方法等の詳細をお知らせします。

【その他の事柄】

- 換地を定めない宅地を除き、原則として全宅地を申出の対象とします。
- 土地利用に支障のない範囲で、複数の申出区域に分割して申出を行なうことができます。

申出がない場合の対応（第7条）

申出のない権利者の方には聞き取り調査を行い、その上で明確なご意向がない場合、従前の画地の相隣関係や土地利用等を考慮した原位置付近に換地します。
※総合的なまちづくりを行なう、「産業ゾーン」「沿道ゾーン（貸地予定地）」は除きます。

申出先地積に過不足が生じた場合、土地利用に支障がある場合（第8条）

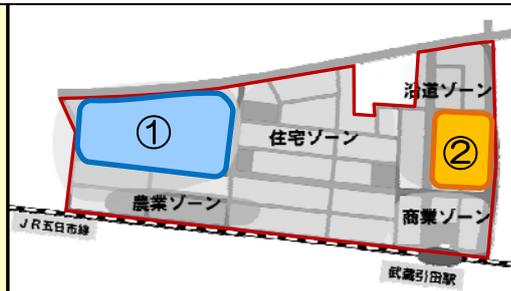
申出の結果、申出区域ごとに地積の過不足が生じた場合や、土地利用の支障が認められる場合は、別に定める「申出換地調整要領」により、施行者が調整をします。

「申出換地調整要領」について

この基準は、「申出換地実施要領（第8条）」（前ページ下段参照）に従い、申出区域の地積の過不足の調整等を適正に行うことを目的として、下記の手順を定めるものです。

以下の場合、申出先の変更を求めることがあります。（第2条第1項）

- 1 「①産業ゾーン」「②沿道ゾーン（貸地予定地）」に、抵当権等の制限のある宅地が申出された場合
- 2 複数の区域に分割した申出が、必要な敷地規模を下回るなど、土地利用に支障がある場合



住宅ゾーン・沿道ゾーン（自己活用予定地）において、申出先の地積が過多の場合に、申出を受ける順番（第2条第2項）

- 1 居住を目的とする家屋が建設されている宅地を最優先とします。
- 2 次に、従前地の地目が「宅地」として登記されている宅地を優先します。

その他、申出区域に対する申出の地積が過多の場合に、申出を受ける順番（第2条第3項）

従前地と申出区域の接近距離で決定する優先順位により申出を受け付けます。

お知らせ

土地利用計画（道路計画等）の説明会を開催します

説明会開催通知を別途お送りしていますが、地権者皆様の意向を受けて、より望ましい街区の形成や、企業誘致に向けた道路計画等の見直しを進めております。

その方針や今後の進め方について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

開催日時	
第1回	日時：平成30年2月20日（火曜日） 午後7時00分より 場所：あきる野市役所 5階 503会議室（あきる野市二宮350）
第2回	日時：平成30年2月21日（水曜日） 午後1時30分より 場所：楓ヶ原会館 2階 集会室（あきる野市引田512-2）
第3回	日時：平成30年2月22日（木曜日） 午後1時30分より 場所：イオンモール日の出 2階東 イオンホール(日の出町平井273-3)

区画整理についてのご相談は、下記の
施行者窓口にお気軽にお寄せください。

●あきる野市区画整理推進室（市役所3階）
197-0814 あきる野市二宮 350 番地

●あきる野市武蔵引田相談事務所
197-0834 あきる野市引田 264 番地

武蔵引田駅北口土地区画整理事業 かわら版

気軽に
来てね！



森っこザンちゃん

10号 2018年 2月